

健生肝発0616第1号
令和7年6月16日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室長
(公 印 省 略)

第35回「肝臓週間」の実施について

ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症であり、検査から治療まで継ぎ目のない仕組みの構築が求められております。そのため、厚生労働省では、「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進しているところです。

このような総合対策が円滑に機能するためには、肝炎について急速に進展している知見の集積に基づく正しい知識を医療関係者のみならず国民各位に持っていただくことが極めて重要です。さらに、国民一人一人が、肝疾患についての正しい知識を持つことは、地域や職場における肝疾患を予防する上で重要であるのみならず、患者や感染者の方々への差別や偏見を防止する上でも重要です。

肝疾患についての正しい知識の普及と予防の重要性についての認識を高めることを目的として、平成3年度から公益財団法人ウイルス肝炎研究財団の主催により「肝臓週間」が実施されているところであり、令和7年度においても別紙のとおり実施されることとなっています。

ついては、貴職におかれましてもこの週間に合わせて正しい知識の普及啓発に積極的に努めていただくとともに、これを契機に関係機関とも十分な連携を図りつつ継続的な啓発活動を実施していただくようお願いします。

肝研財 第 11 号
令和 7 年 6 月 13 日

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室長 殿

公益財団法人ウイルス肝炎研究財団
理事長 市田 隆文
(公印省略)

第 35 回「肝臓週間」の実施について（依頼）

標記について、平成 3 年度の当財団理事会において「肝臓週間」を設定した趣旨に基づき、本年度も「第 35 回肝臓週間運動実施要領」により、実施することといたしました。

平成 24 年度から、7 月 28 日を日本肝炎デーと制定したことに伴い、今年度の「肝臓週間」は 7 月 28 日を含む、7 月 28 日から 8 月 3 日で実施いたします。

つきましては、各都道府県・保健所設置市・特別区等へ、第 35 回「肝臓週間」実施についての周知を図りたく存じますので、貴省から通知方よろしくお取り計らい願います。

第35回「肝臓週間」運動実施要領

1、名 称 「肝臓週間」

2、趣 旨 我が国には、急性及び慢性の肝臓病併せて約300万人の肝臓病患者が存在します。

これらの肝疾患が成人期に多発し、経過も長期にわたるため、患者の家族、家庭生活に及ぼす影響は大きいです。

近年の研究によってこれらの肝疾患が肝炎ウイルスと密接な関連性を持つことが明らかにされています。特に、昭和61年から国費並びに公費をもって始められているB型肝炎の母子感染対策には十二分の成果が挙げられています。

現在、研究者、臨床医等の努力により、C型肝炎は、治療方法によりほとんど治癒可能などところまできています。

しかしながら、新薬での治療でも新たな問題も浮かびあがってきましたので、さらに研究を進める必要が生じてきております。

最近では、B型肝炎ウイルスも、新たに感染防止、検査体制の充実、治療体制の整備及び新薬の開発等に取り組むとともに、普及啓発に取り組み、その結果、病因志向の対策がB型肝炎に対しても十分期待できます。

しかし、一般国民には、肝臓病（疾患ウイルス肝炎を含む）に対する予防法について正しい知識が十分には徹底せず、必要以上の不安感を持っている向きがあり、この時期を逃さず肝炎（疾患ウイルス肝炎を含む）についての正しい知識の普及と予防の重要性についての認識を高め、肝臓疾患の制圧を目標に可能な限りの啓発に努めたいと考えています。

3、肝臓週間 令和7年7月28日（月）から8月3日（日）まで

（7月28日は、日本肝炎デーです。（世界肝炎デー））

4、実施機関

主催 公益財団法人 ウイルス肝炎研究財団

共催 一般社団法人 日本肝臓学会

後援 厚生労働省、（公社）日本医師会、（公社）日本薬剤師会、（一財）日本消化器病学会、（公社）アルコール健康医学協会

5、実施方法 （公財）ウイルス肝炎研究財団は実情に応じた計画のもとに、各関係機関及び団体の後援、協賛、協力により次の事業を行う。

ポスターの作成・配布

・ 作 成：B2判 650枚

・ 配布先：都道府県、政令市、報道機関、医療機関等へ配布